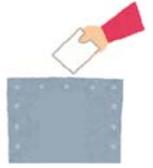


傍聴にあたって

一、傍聴される方は、議場傍聴入口（本庁舎4F）に備え付けてある「傍聴受付票」に住所・氏名を記入し、「傍聴受付箱」に入れてから入場してください。



一、傍聴は先着順です。傍聴受付票がなくなったら傍聴することができません。

一、傍聴人数が多い等、整理の必要がある場合は、傍聴券を交付し、入場を整理する場合があります。

一、傍聴人は、次の事項を守ってください。

1. 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
2. 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
3. 飲食又は喫煙をしないこと。
4. みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
5. 電子機器等は、電源を切るなど、音が出ないようにすること。
6. 以上のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。



一、傍聴席での録音・録画・写真撮影を禁止します。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではありません。



一、次のような場合は傍聴できません。

1. 危険と認められる物を所持している場合
2. 酒気を帯びていると認められる場合
3. 異様な服装をしている場合
4. 以上のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる場合

